

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 職業能力開発校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立二戸高等技術専門校</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県立大船渡職業能力開発センター</td><td>大船渡市</td></tr></tbody></table> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>月 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立二戸高等技術専門校</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県立大船渡職業能力開発センター</td><td>1,000円</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]		岩手県立二戸高等技術専門校	[略]	岩手県立大船渡職業能力開発センター	大船渡市	区 分	月 額	[略]		岩手県立二戸高等技術専門校	[略]	岩手県立大船渡職業能力開発センター	1,000円	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 職業能力開発校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立二戸高等技術専門校</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>月 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立二戸高等技術専門校</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]		岩手県立二戸高等技術専門校	[略]	区 分	月 額	[略]		岩手県立二戸高等技術専門校	[略]
名 称	位 置																												
[略]																													
岩手県立二戸高等技術専門校	[略]																												
岩手県立大船渡職業能力開発センター	大船渡市																												
区 分	月 額																												
[略]																													
岩手県立二戸高等技術専門校	[略]																												
岩手県立大船渡職業能力開発センター	1,000円																												
名 称	位 置																												
[略]																													
岩手県立二戸高等技術専門校	[略]																												
区 分	月 額																												
[略]																													
岩手県立二戸高等技術専門校	[略]																												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																													

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(有害物取扱手当)</p> <p>第8条 有害物取扱手当は、保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、環境</p>	<p>(有害物取扱手当)</p> <p>第8条 有害物取扱手当は、保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、環境</p>

保健研究センター、生物工学研究所、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、県民生活センター、産業技術短期大学校、高等技術専門校、職業能力開発センター、農業大学校、農業改良普及センター、県立の高等学校又は総合教育センターに勤務する職員が、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項第3号から第5号までに掲げる業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（職業訓練指導手当）

第9条の9 職業訓練指導手当は、産業技術短期大学校、高等技術専門校又は職業能力開発センターに勤務し、職業訓練に関する事務に従事する職業訓練指導員に対して、支給する。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

保健研究センター、生物工学研究所、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、県民生活センター、産業技術短期大学校、高等技術専門校、農業大学校、農業改良普及センター、県立の高等学校又は総合教育センターに勤務する職員が、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項第3号から第5号までに掲げる業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（職業訓練指導手当）

第9条の9 職業訓練指導手当は、産業技術短期大学校又は高等技術専門校に勤務し、職業訓練に関する事務に従事する職業訓練指導員に対して、支給する。

2 [略]

3 職業能力開発促進法施行条例（平成24年岩手県条例第89号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>規則で定める訓練科に係る短期課程の普通職業訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定める基準を標準として行うものとする。</u></p>	<p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第5条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	